

令和6年12月 白石市教育委員会定例会 会議録

- 1 招集日時 令和6年11月28日（木） 午後1時30分
- 2 招集場所 白石市役所防災センター 大会議室
- 3 出席者 半沢教育長、小室委員、鈴木委員、大橋委員、志村委員
- 4 欠席委員 なし

5 説明のため出席した者

教 育 部 山田教育部長
学 校 管 理 課 佐藤課長 星教育専門監
大野課長補佐兼学校給食センター所長
生 涯 学 習 課 佐藤参事兼生涯学習課長
こども未来課 山田課長
図 書 館 半澤館長

6 本委員会の書記は、次のとおりである。

大野学校管理課長補佐

7 開 会 午後1時30分

8 議事日程

第44号議案 令和6年度白石市一般会計補正予算（案）（12月）の申し入れ
について

9 前回会議録の承認について

教育長： （委員全員に諮って）承認する。

10 教育委員会会議録署名委員の指名について

教育長： 大橋委員及び志村委員を指名する。

1 1 教育長報告事項

(1) 一般事務報告

- 1 白石市民文化祭 (11/3) (生涯学習課長)
- 2 白石市教育アドバイザー研修会 (11/6~8) (教育専門監)
- 3 宮城県教育委員会・市町村教育委員会教育懇話会全体会議 (11/11)
(学校管理課長)
- 4 市長との地区懇談会 (11/20, 21, 25, 27, 29, 12/2) (教育部長)
- 5 図書館まつり (11/24) (図書館長)
- 6 白石市青少年健全育成市民のつどい (11/24) (教育専門監)
- 7 寄附受納式
(1) 建設職組合 (11/11) (こども未来課長)

(質疑等)

小室委員： 3 宮城県教育委員会・市町村教育委員会教育懇話会全体会議について、指導主事訪問は従来と同じ方式で来年度も実施となるのでしょうか。

教育長： 来年度の指導主事による学校訪問について、県教育委員会から案が示され、各市町村の教育長から意見を申し上げたところです。

令和7年度案について、今までと同じように代表者が授業を行う形、ほぼ全員が授業をする形、ある単元について指導主事が複数回参加し授業づくりを行う形、また年間複数回時期をずらし定期的に訪問しある単元について授業づくりを行う形、さらに指定校を訪問し公開研究会・実施公開を行うことでの学校訪問をする形で指導主事訪問実施の改善案について、今までより多くの選択肢が県教育委員会から示されました。

今後、各教育長の意見を踏まえ1月程度に再度案を各市町村教育委員会に提案・提示することとなっております。

昨日開催された教育長会議では、各学校・教育委員会が選択できる形式になるということに変更ないとのことで、来月早々に各学校・教育委員会の意向調査を踏まえ、来年度の指導主事訪問の形式を決定していくという説明がありました。本市教育委員会として、来月上旬に臨時校長会を開催し、指導主事訪問の変更内容について各校長に周知し来年度の指導主事訪問の形態について希望を募る予定としております。

しかし、指導主事にも人数に限りがあるため調整が必要になると思いますが、県教育委員会では第2希望まで受けるとのことでしたので、各学校の希望に基づきお願いしたいと考えております。また、割愛で市町村教育

委員会に配属されている指導主事は、全面的に指導主事訪問に協力をするという条件が付されております。

小室委員： 全教員が指導案を作成し授業を行う事は、教育レベルを一定に保つことに大きく貢献してきていると思うことから、そのような方向で進めてほしいと思います。

教育長： 先日開催された市町村教育長と県教育委員会との意見交換会で、各学校の課題に応じた方式を選択できることは、以前より改善されているとの意見を申し上げました。また、全員が指導案を考え授業を行う形は、現在の指導主事の人数では3年に1度程度しか実施できない旨説明がありました。

以上

教育長： （１）一般事務報告について
（委員全員に諮って）承認する。

（２）専決事務報告

１ 要綱制定

（１）白石市医療的ケア検討委員会設置要綱（こども未来課長）

（ 質疑等 ）

小室委員： 白石市医療的ケア検討委員会設置要綱第2条（４）に記載してある医療的ケア児の受け入れ等に関するガイドラインは、これから策定すると考えてよいですか。

子ども未来課長： 白石市医療的ケア検討委員会で策定することとしております。

以上

教育長： （２）専決事務報告について
（委員全員に諮って）承認する。

（３）その他

１ その他

教育長： その他について案件があれば報告願います。

学校管理課長： 令和6年11月15日付け、全国市町村教育委員会連合会及び全国都市教育長協議会など23団体で構成している、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体連絡会から、阿部文部科学大臣あて緊急声明を施行した旨連絡がございましたので、お知らせいたします。

教育長： 緊急声明の内容について、私から説明させていただきます。

この緊急声明は、財務省の財政制度等審議会から、学校や教師の実態を考慮していない働き方改革や給与制度について提案が行われたことに対し、反対する立場で緊急声明が出されたものです。

教員の給与には教職調整額というものがあり、もともと教員は時間外業務という制度にはなじまないとされ、現行では一律4%を給与に上乗せしております。その4%について文部科学省では13%に引き上げる要望を財務省にしてきたところですが、財務省ではこの引き上げについて、時間外在校等時間の縮減を条件とし、働き方改革に取り組むインセンティブとする一方で、教職員定数等の改善は全く示されていないという内容でありました。

子どもたちの抱える課題が多様化複雑化すると共に、社会が学校教育に求めることが高度化する中で、学校の業務が増加し、困難化している事実に向き合わなければ、教職員不足も解消されず、真の学校教育の充実は見込めません。教職員定数や支援スタッフの改善充実といった国としての施策もなく、学校や教育委員会の努力だけで大幅に時間外在校等時間を減らし、削減を条件に給与を引き上げ、さらに時間外業務月20時間を国庫負担の上限とすることが示されておりますが、このことは複雑化困難化する学校の逼迫した状況を見向きもせず、今まで以上の負担を学校や自治体に負わせることとなり非現実的な内容となっております。

単に時間外在校等時間が短いことをもって給与を引き上げるという仕組みそのものではなく、このようなことでは我が国の学校教育の崩壊を招くことに繋がるという強い危機感を示し、一人一人の教員の負担を減らす教職員定数の改正や、支援スタッフの充実、教職調整額の大幅な引き上げを初めとした処遇改善を一体的に進めることが不可欠だとの声明を出しております。

したがって、文部科学省の令和7年度概算要求を強く求めていく内容となっております。

教育部長： この件につきまして、文部科学省が来年度の概算要求で、財務省に何を要望しているのか、配布した資料「財政制度等審議会財政制度分科会資料」についての文部科学省の見解「中央教育審議会「審議のまとめ」の考え方」を用い説明させていただきます。

公立の教職員の給与等を定めている「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」では、時間外勤務手当を支給しない代わりに教職調整額として給与月額に4%を上乗せ支給している状況です。

「人材確保法」によると、教職員の優れた人材を確保するために、教員の給与を一般の公務員より優遇することが規定されており、これまでに給与改善で25%程度引き上げられました。しかし、資料9ページに記載してありますが、今では一般行政職と教員の給与比較では0.35%しか優遇されていない状況になっております。人材確保法が昭和49年に制定され、昭和55年の段階では一般の行政職より7.42%優遇されており、同程度の水準にするためには13%程度必要とのことで、令和7年度の概算要求において財務省に教職調整額13%の引き上げを協議しているところです。

それに対し、財政制度等審議会財政制度分科会は、教職調整額13%には問題がある旨、10ページにおいて、3点に整理して説明しております。まず、働き方改革が実効性のある学校業務と連動していない。各教員の時間外在校等時間に差があるが、その差に応じたメリハリがない。との二つの問題があり、13%に上げることが教職の魅力向上に繋がる効果に乏しいとのことで、11ページに財務省の教員給与（案）が記載してあります。内容については、教職調整額10%を目指し段階的に引き上げてはどうか。その際、時間外及び在校時間が一定の水準を下回ることを条件とし、働き方改革のインセンティブにする。教職調整額が10%に達する際に、教職調整額を廃止し時間外勤務時間に見合う手当を支給する仕組みへ移行すればよいのではないかと。その場合の国庫負担は、月20時間を上限とする案を提示しております。

それに対し文部科学省では5点の見解を示しており、1点目が平成28年以降、令和元年の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法改正による上限指針の策定や、教職員定数の改善などを行ってきており、学校や教育委員会の努力により教員の時間外在校等時間は約3割縮減している状況があります。2点目として、教育を行うのは人であって、教職員定数充実のための財源措置はそもそも不可欠であり、単に学校現場における業務縮減の努力のみをもって働き方改革を進めようとする提案は、そもそも学校現場への支援が欠如しているのではないかと。3点目として働き方改革加速化のインセンティブとして、自治体ごとの時間外在校等時間の公表を制度化するなど、長時間勤務を縮減するメカニズムの構築を行う一方で、いじめや暴力行為への対応をはじめ、様々な課題が学校には多く発生しており、時間外在校等時間の縮減を給与改善の前提条件とする提案は、子どもたちに必要な教育指導が行われなくなるなど学校教育の質の低下に繋がるのではないかと。4点目として、仮に残業代を支給する仕組みに移行すれば、勤務時間外の業務に逐一管理職の承認が必要になるなど、教員の裁量が著しく低下し創意工夫を発揮しにくくなるのではない

か。５点目として、残業代支給の国庫負担に上限を設けることは、自治体に負担を転嫁するものであり、義務教育に対する国の責任を果たせず、自治体の財政力の差により教育活動の量に差が生まれ、教育格差が生じるのではないか。このような、財務省に反論するような資料を、１１月１２日付けで文部科学省ホームページに掲載しております。

配布している別資料「中央教育審議会「審議のまとめ」の考え方」ですが、報道等では教職調整額１３％の部分ばかりが取り上げられている状況ではありますが、文部科学省としては、審議のまとめの考え方に示しているとおり、①学校の働き方改革を進めつつ、②教職員定数の改善もしながら、指導体制を充実し、③専門職にふさわしい処遇改善の実現の３点を、一体的・総合的に推進しているところですので、必ずしも教職調整額１３％だけを要求しているものではないということをご理解いただければと思います。

鈴木委員： 働き方改革とは、家庭との連携や教材研究など、教師としての業務がどこまでとなるのか、業務を家に持ち帰って行うのはどうなのか。また、保護者の都合で朝早くに小学生を登校させる場合、どこまで学校が受け入れるのか。冬季間であれば朝早くに暖房をつける作業など、このような目に見えない業務が教師の働き方改革に影響を及ぼしているのではないかと思います。一般の方やマスコミが思っている認識と実際の学校現場は、解離しているように思います。

志村委員： 教員の給与について説明をいただきましたが、民間企業と違い特殊な方法だなどの印象を受けました。民間であれば、残業をしたのであれば残業した分を管理している側から支給することが普通となっておりますが、教員の給与に対し一定の割合を上乗せ支給する方法は、民間企業では考えられないことであると思います。残業時間を管理するのが大変だとの記載もありましたが、管理職として普通の業務だと思います。ただし実際の学校現場では、給与に一定の割合を上乗せする方法が普通として捉えているのかなとも思いました。また、教育に関する専門職と行政職との給与差が僅かしかない現状を見ると、改善すべきことと思います。

教育長： 先ほど教育部長に人材確保法について説明いただいたとおり、教育は大事なこととされておりましたが、諸外国と比較してもあまりにも低い給与体系となっていたことから見直しされ一定割合が上乗せとなりました。しかし、現在では一般公務員等と比較しても０．３５％しかインセンティブが無い状況です。一般公務員等との差が無くなってきている中で、教員というのは非常に業務の内容も複雑多様化し、社会の要求も高くなっている状況で、国がどの程度残業しているのかを調査し、４％の調整額を全員に上乗

せしたという経緯があります。ところが、時間外在校等時間で比べると4%という数字も現実的ではない状況で、財務省が提示した時間外手当を通常の公務員や民間事業者と同じように認めるということは、非常に難しいところがあります。例えば学校の事務職員が時間外勤務をした場合は、教員ではないため時間外手当は支給されますが、管理職は全部逐一把握しなければならないと法律上なっております。つまり、勝手に時間外勤務することは制度上想定されておられません。事務職員の場合は、各学校1人程度なので、時間外においても教頭及び校長が把握することは可能ですが、全教員となると現実的に難しくなり、教員の自主性を損なう可能性も出てくる恐れがあります。鈴木委員が発言されたように、時間外勤務ができずに仕事を家に持って帰らなければならない場合、その行為により情報漏洩等のリスクを抱えることとなり、教員という仕事の特殊性から考えても、民間企業や他の公務員と同じような制度をそのまま採用するのは事実上難しいところがあると思われます。また、教員の自発性に任せ時間外勤務を自分で管理することは、果たして税金の適正な支出にあたるかという点からも疑問が生じてくると考えられます。最良の方法ではないのかもしれませんが、今の段階では文部科学省案の方が、財務省の見解よりも良いのではないかと考えております。

大橋委員： 教員の相手は子どもたちなので、なかなか時間で区切ることが難しいのではないかと思います。今まで教員の時間外勤務は善意の行動により対応してきたものだと思われ、そのように対応をすることは当たり前と考えている保護者もいると思われるため、保護者にもそのようなことに気づいてもらえるような雰囲気を作ればと思います。

小室委員： 文部科学省案についてはホームページ等で見ていましたが、三本の柱となっているようです。

「働き方改革を進めること」には、家庭の要望はどこまで応じるべきか、はここに入るかなと思います。「教職員の定数を改善する。」これには、産休育休など休暇を取得する教員の代替講師の完全配置。最後に「教職調整額を13%にする。」と見解を出している文部科学省の案が非常に良いと思います。

教育長： その他案件があれば報告願います。

生涯学習課長： 市職員の逮捕について、報告させていただきます。

報道にもありましたとおり、本市教育委員会、30代男性職員が、令和6年7月24日仙台市内において、相手が18歳未満としながら性的行為を行った疑いで、11月13日（水）白石警察署に逮捕されました。

以上報告させていただきます。

教育長： 逮捕された翌日、臨時記者会見を行い市民の皆様に対し謝罪をさせていただきました。教育委員の皆様に対し、このような事態になりましたこと、心よりお詫び申し上げます。

この件につきまして、再発防止も含め職員における風紀粛正の徹底を一層図るとともに、厳正な処分等を行ってまいり所存でございます。

以上

教育長： （３）その他について
（委員全員に諮って）承認する

１２ 議 事

- ・ 第４４号議案 令和６年度白石市一般会計補正予算（案）（１２月）の申し入れについて

（ 質疑等 ）：（ 質疑等なし ）

教育長： 第４４号議案について
（委員全員に諮って）承認する。

以上

１３ その他

学校管理課長： 令和６年度白石市小・中学校卒業式日程をお知らせさせていただきます。
令和７年度白石市小・中学校入学式の日程については、後日お知らせさせていただきます。

令和７年１月２１日（水）午後１時３０分から、仙台市内にて宮城県市町村教育委員、教育長研修会が開催されます。教育委員皆様の出席をお願いいたします。

次回定例教育委員会を、令和７年１月８日（水）午前１０時から、市役所本庁舎４階大会議室にて開催いたします。

以上

１４ 閉 会 午後２時３０分 終了

15 本委員会の議決の結果は、次のとおりである。

第44号議案 令和6年度白石市一般会計補正予算（12月）の申し入れについて（原案可決）

令和 6 年 11 月 28 日

署名委員 大橋 扶美子

署名委員 志村 洋一